

社会福祉法人栗の実福祉会 役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栗の実福祉会（以下「当法人」という。）定款第八条の規定に基づき、理事、監事、評議員（以下、「役員」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員は無報酬とする。但し、具体的な担当業務を有する当法人の役員に対して報酬を支給することができる。

2 報酬を支給する役員の業務内容、支給額等は別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員に費用弁償を支給する業務は、次のとおりとする。

- ①理事会、評議員会への出席
- ②定期監査、臨時監査への出席
- ③行政機関による監査の立会い
- ④その他、理事長が必要と認めた業務

2 費用弁償額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ①事業所より30km以内に居住する役員 | 1,000円 |
| ②事業所より30kmを超えた埼玉県及び隣接都県に居住する役員 | 2,000円 |
| ③上記以外の役員 | 6,000円 |

3 報酬を受ける役員および職員と兼務する役員には費用弁償を支給しない。

4 理事と評議員を兼務する場合および役員が1日に複数の業務に従事する場合に費用弁償を重複して支給することはない。

(改正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附 則

- ・この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- ・この規程は、平成29年12月1日から改定する。

<別表 1 >

業務内容	従事者	支給額等
法人の統括・施設の指導 監督等（週 5 日勤務）	理事長及び理事長が 任命した役員	月額 250,000 円
法人の統括・施設の指導 監督等（週 4 日勤務）	理事長及び理事長が 任命した役員	月額 200,000 円
法人の統括・施設の指導 監督等（週 3 日勤務）	理事長及び理事長が 任命した役員	月額 150,000 円
法人の統括・施設の指導 監督等（週 2 日勤務）	理事長及び理事長が 任命した役員	月額 100,000 円
法人の統括・施設の指導 監督等（週 1 日勤務）	理事長及び理事長が 任命した役員	月額 50,000 円

* 事業所の管理職に就く役員の支給額は、上記金額を給与規程の基本給部分に該当させ、その他諸手当についても同規程を適用する。